令和3年第6回農業委員会総会

1 日 時 令和3年6月24日(木) 午前10時00分~午前10時43分

2 場 所 大竹市役所 5階 第1委員会室

3 出席委員(農業委員)

(/- (/) (/ / / / / / / / / / / / / / / / /	**		
議 席 番 号	氏 名	議 席 号	氏 名
1	正木 靜夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田保夫	8	田中博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
		_	

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
5	小川 裕希恵		

5 出席職員

職名	氏	名	職名	氏	名
事務局長	前田	新吾	事務局書記	藤井	秀明
事務局主幹兼農地係長	川本	義典			
事務局長補佐	野島	史雄			

6 議題日程

上程順序	議事番号	内容
日程第1	議案第4号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第2	議案第5号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活 動計画について
日程第3	議案第6号	大竹市農用地利用集積計画 (第98期) の決定について
日程第4	議案第7号	非農地証明の申請について
日程第5	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第6回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

会 長

本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和3年第6回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、6番古木麻知子委員、7番島原順二委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。これより、日程第1議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び日程第2議案第5号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての2件については、関連がありますので一括して議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、議案第4号の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び議案第5号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について合わせてご審議をしていただくことの根拠についてご説明いたします。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、平成22年度から毎年度策定しているものでございます。平成27年、農業委員会等に関する法律などと合わせてこの農業委員会の適正な事務実施についても改正があり、農業委員会総会で審議し決定されましたら、地域の農業者の意見等を求める期間をとることなく、ホームページで公表し、7月15日までに国へ報告することになりましたので、平成29年からこのようなかたちで総会ご審議のうえ決定しています。なお、地域農業者の意見等についてですが、年間を通じ各農業委員、農地利用最適化推進委員、及び農業委員会事務局に意見が寄せられましたらその都度対処し、報告をすることにしております。

それでは、議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)についてをご説明いたします。3ページをご覧ください。農業委員会の状況は、令和2年3月31日時点での本市における農業の概要、委員会の体制をまとめています。4ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化は、現状と課題及び令和2年度の目標、実績、活動について記載しています。本市では、平成27年度に1名、新規就農者がいますが、課題にありますように現状として担い手となる農家がおらず、各農家の利用権設定によって荒廃農地の発生を防止している状況であるため、今以上の集積は難しい状況です。5ページに移ります。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらも現状と課題及び令和2年度の目標、実績、活動について記載しております。令和2年度、新規参入者はいませんでした。小規模農地が多い現況ということもあり、新規参入は難しいと思われるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び集積を継続的に取り組むことが重要と思われます。6ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。こちらも現状と課題及び令和2年度の目標、実績、活動について記載しております。令和2年度は、遊休農

地の解消目標 0. 1 ヘクタールの目標は達成できない結果となりました。各地区での 農業委員、及び農地利用最適化推進委員による、荒廃農地の確認と、利用意向調査を 進める中で、遊休農地は数字の上での減少は見られなかったものと考えています。7 ページに移ります。違反転用への適正な対応についてです。令和2年度の違反転用の 実績は、ありませんでした。8ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属 された事務に関する点」についてです。令和2年度の農地法第3条・4条・5条の許 可申請について、処理件数とともにどのような手順で審査したのかを点検する内容に なっております。9ページに移ります。農地所有適格法人からの報告への対応につい てです。農地法第6条の規定により農地所有適格法人は、毎年事業の状況などを農業 委員会へ報告することになっています。提出が遅れましたが、事務局からの指導など により提出がありました。次の4、情報の提供等については、農地の賃貸料の情報提 供、権利移動等の状況把握及び農地基本台帳の整備方法を記載しております。10ペ ージをご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてで すが、令和2年度は特にありませんでした。続きまして、事務の実施状況の公表等に ついてですが、総会議事録及び活動計画の点検評価を市のホームページで公表してお ります。以上が令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)になり ます。

続きまして、議案第5号をご説明いたします。12ページをご覧ください。農業委 員会の状況についてです。こちらは令和3年3月31日現在の農家・農地の概要及び 農業委員会の体制を記載しております。農家の概要や経営耕地面積につきましては、 先ほどの議案第4号令和2年度の活動の点検・評価と同様に農林水産省が統計作成し ております農林業センサスから転記しております。耕地面積は同じく農林水産省が統 計作成しております耕地及び耕作面積の数値を載せております。それぞれ農林水産省 が公表している数値となっております。13ページに移ります。担い手への農地の利 用集積・集約化についてです。こちらは、大竹市で認定された認定農業者や新規就農 者が担い手として、そのかたがたに対して農地の利用集積・集約を記載することにな っております。平成27年度本市において、新規就農者となられた方がおりますが、 現状として、国がいう認定農業者がいないため、集積が見込めないのが実情です。次 に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。先ほどの点検・評価 で説明したとおり、現状ではなかなか目途がたたない状況ですが、目標は昨年度と同 様1経営体の設立を1経営体にしております。14ページをご覧ください。遊休農地 に関する措置についてです。課題にありますように高齢化、人口の減少は年々進みつ つあるなかで、遊休農地の減少はなかなか難しいと考え、遊休農地、解消面積の目標 つきましては、昨年度と同様の目標、0.1~クタールに設定しております。次のロ ーマ数字 5、違反転用の適正な対応についてですが、現在、違反転用を把握していま せんので解消目標は定めておりません。以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を 終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

3ページの耕地面積133haと、4ページの管内の農地面積の136haの違いと5ページの新規参入者数の年度が1年ずれているのではないか。直近は元年度ではないか。以上2点です。

事務局 (川本)

新規参入者数の年度については、言われる通り1年ずれていました。修正をお願いします。大変失礼しました。耕地面積と農地面積の差異については、耕地面積が県の数値で、農地面積が市の数値です。

会 長

他に質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見はなしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会 長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。 ただいま、事務局から説明がありましたように、後日、市ホームページに公表すると ともに、国に報告することに決定されました。引き続き、日程第3議案第6号大竹市 農用地利用集積計画第98期の決定についてを議題といたします。本件について事務 局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは議案第6号大竹市農用地利用集積計画第98期の決定についてにつきまして、6月10日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、順位1からご説明いたします。議案書は15ページから17ページ、地図は18ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、栗谷町後原にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は同じく栗谷町後原にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町後原〇〇、〇〇番地〇〇で、現況地目は田、面積は714㎡、利用権の種類は使用貸借です。この申請は新規で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。引き続き順位2について説明します。議案書は19ページから20ページ、地図は 21ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、順位1と同じく栗谷町後原にお住まいの〇〇〇○さん、利用権を設定する方は立戸三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町後原〇〇、〇〇番地〇〇で、現況地目は田、面積は3、377㎡、利用権の種類は賃貸借で、支払方法は物納です。この申請は継続で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。7番島原委員お願いいたします。

島原委員

○○さんのところは現状も作付しています。○○さんとこは今から作付作業をする

と思われます。どちらのところも問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。 (質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。続きまして、日程第4議案第7号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局(川本)

それでは議案第7号非農地証明の申請についてを順位1からご説明いたします。議 案書は22ページ、地図は23ページをご覧ください。所在は、立戸二丁目○○番○ ○、同じく○○番○○、同じく○○番○○、同じく○○番○○、同じく○○番○○の 5筆で、登記地目は4筆が田、○○番○○のみ畑で、現況は宅地、面積は合計896 m²の土地です。申請人は、立戸二丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のた めです。改廃年月日は昭和48年頃で、○○番○○の土地に総2階建ての共同住宅を 建築し、翌年、○○番○○と○○番○○にそれぞれ木造一部二階建ての共同住宅2棟 を建築し、○○番○○は駐車場に、○○番○○は、倉庫や物干場などに利用されてお り、農地としての利用はありません。このたび、老朽化した3棟の共同住宅を解体し、 再開発するにあたって、これら5筆の土地が農地のままであったことから、地目変更 登記を行うため、非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種 証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は、昭和27年10月 21日以降の人為的な潰廃地、いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為か らおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められ る土地については非農地証明の対象にできるとされており、本案件は該当する事案と 考えます。

引き続き、順位2についてご説明いたします。議案書は22ページ、地図は24ページをご覧ください。所在は、栗谷町小栗林〇〇、〇番〇〇、登記地目は田、現況は山林、面積は423㎡、同じく甲〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は山林、面積は747㎡の土地で、いずれも農振農用地区域外となります。申請人は、晴海一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和44年頃で、昭和44年1月に申請地を売買で取得した時から耕作は行っていないとのことで、現在は、山林の一部となり、ただちに農業が行えるような状況ではないと思われます。現地確認において、以前田であった頃の石組み等が一部見受けられましたが、藪に埋もれている状況でした。道路から近く、川沿いでもあり、譲ってほしいという人が居るとのことですが農家ではないため、地目変更登記を行うため、非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検

討すると、今回の申請地は、現況が山林化し、転用もされていないことから、本案件は非農地に該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。順位1について9番 橋村委員お願いいしたします。

橋村委員

6月8日に現地調査を事務局川本さん、古木委員、丸小委員で実施しました。目的は非農地証明調査で、現地はみどり荘2棟と周辺に住宅があり、問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。6番古木委員お願いいた します。

古木委員

私も一緒に現地調査を行いましたが、橋村委員と同じ意見です。問題はありません。

会 長

引き続き、順位2について地区担当委員の説明を求めます。2番石井委員お願いいしたします。

石井委員

昭和44年頃取得されたそうですが、私ども全然わかりません。現状山林で農地の 跡形もない状況なので、地目変更は問題ないと思います。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。7番島原委員お願いいた します。

島原委員

正木会長、石井委員、事務局川本さんと4人で現地調査を行いました。ここが田畑であることはないので、まったく問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第5報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、報告第3号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は25ページ、地図は29ページをご覧ください。譲受人は広島県安芸郡府中町鶴江一丁目の○○○さん、譲渡人は、大竹市立戸二丁目の○○○さん、岩国市新港町二丁目の○○○さん、廿日市市林が原二丁目の○○○さんの3人で、持分はそれぞれ3分の1ずつです。届出地は、立戸四丁目○○番○○、面積は954㎡、登記地目は畑です。現況は、一部が畑として利用されています。転用目的は、宅地として集合住宅を建築するものです。申請地は、国道2号線より東側、福田工業の裏側の細長い畑で、このたび納税猶予で20年が経過した土地です。すぐ北側が駐車場になっているほか、道路の拡幅のため、一部を分筆し、大竹市に寄付していうとのことでした。申請地は、道路と駐車場に面し、周囲を事業所や住宅に囲まれており、近接する農地も果樹等で、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。5月19日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位2についてご報告いたします。議案書は26ページ、地図は30ページをご覧ください。譲受人は大竹市油見二丁目の〇〇〇さん、譲渡人は、東京都墨田区石原三丁目の〇〇〇さんです。届出地は、立戸一丁目〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は33㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は198㎡で、現況はいずれも休耕しています。転用目的は、宅地です。申請地は、今年1月に玖波青木線に面した農地を転用し、現在一戸建て住宅が建築されていますが、その転用済の土地の西側を転用するものです。申請地の西側は用水が流れていますが、周囲の農地から1メートル程度かさ上げし、擁壁で補強されていることから、地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。5月25日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位 3 についてご報告いたします。議案書は 2 6 ページ、地図は 3 1 ページをご覧ください。譲受人は広島市西区横川町三丁目の株式会社〇〇、〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市立戸三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、立戸二丁目〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は 1 , 0 5 1 ㎡で、現況は休耕しています。転用目的は、分譲用宅地です。申請地は、車両が入れる道路がありませんが、今回非農地申請が出た土地と里道を挟んで接しており、分譲が可能であるとのことでした。地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。 5 月 2 5 日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位4についてご報告いたします。議案書は27ページ、地図は32ページをご覧ください。譲受人は大竹市南栄三丁目の株式会社〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市油見二丁目の〇〇〇○さん、福山市宮前町二丁目の〇〇〇○さんで、持分はそれぞれ2分の1です。届出地は、玖波四丁目〇〇番〇〇、地目は田で、面積は542㎡で、現況は雑種地と申請書に記載があります。転用目的は、分譲用宅地です。申請地は、なかはま保育所前の道を玖波青木線に接する間の土地で、昨年5月に転用した交差点付近の角地の隣の農地になります。転用が済んだところは、一戸建てが新築されていて、周囲を住宅で囲まれ、残った果樹畑になります。譲渡人は持分2

分の1ずつで、二人がそれぞれ5条の届出書を書かれています。譲受人は、隣地と同様に分譲用宅地とする予定で、届出をされています。周囲を道路と住宅で囲まれている状況であり、地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。5月28日にこの届出を受理しております。引き続き、順位5についてご報告いたします。議案書は27ページ、地図は33ページをご覧ください。譲受人は広島市西区西観音町の株式会社○○、○○○○さん、譲渡人は、廿日市市佐方二丁目の○○○さんです。届出地は、玖波七丁目○○番○、地目は畑で、面積は617㎡、現況は休耕しています。転用目的は、分譲用宅地です。申請地は、玖波小学校横の道路を下り、JR線路沿いから玖波七丁目に向かって上がる途中になります。現在は一部草刈りをしているという状況で、道路に面して両隣は住宅で後背地は山となっており、地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。6月2日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位6についてご報告いたします。議案書は28ページ、地図は34ページをご覧ください。譲受人は順位5と同じく広島市西区西観音町の株式会社〇〇、〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市白石一丁目の〇〇〇○さんです。届出地は、白石一丁目〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は505㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は13㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は214㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は20番〇〇、地目は畑で、面積は602㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は602㎡、同じく〇〇番〇〇、地目は畑で、面積は194㎡で、現況はいずれも休耕しています。転用目的は、資材置場と駐車場です。申請地は、昨年9月に白石一丁目〇〇番〇〇を中心とした農地を転用し、分譲用地としたところの周囲の6筆で、資材置場並びに駐車場として利用するため転用するものです。地図上の住宅も解体され、更地となる工事が行われています。前回転用の残地を転用するということで、地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。6月11日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。 (質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、 字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任された いと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。次回の農業委員会は、7月27日です。日程表について事務局から説明をお願いします。

事務局 (川本)

毎回総会の最後に次回の農業委員会の日程をお知らせしていましたが、議会の日程等を考慮して今年度の日程を作成しました。

会 長

出席できない場合は、必ず事務局に連絡をお願いします。以上をもちまして、令和 3年第6回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。